

岩手県告示第90号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成24年2月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年12月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 野崎建設
 - イ 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町吉里々々第11地割54番地2
 - ウ 代表者の氏名 野崎博信
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第7162号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年9月7日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成24年1月19日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 カセツ産業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町七ツ森80番地1
 - ウ 代表者の氏名 村中寛
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第7404号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成23年12月1日付けで破産手続開始の決定により解散し、このことが法第29条第1項第4号に該当する。